



2020
(令和2)
年度

有料駐輪場の定期利用者を募集します

申し込み期間 1月20日(月)～2月9日(日)



現在定期利用している人・待機している人も、3月末日で利用・待機期間が満了となるため、新たに申請が必要です。

申請できる人 [1人1駅につき1申請できます]

- 防犯登録を受けた自転車に所有している(1つの防犯登録番号につき1人分の申請のみ有効です。複数人分の申請は無効となりますのでご注意ください)
- 総排気量50cc以下の原動機付自転車を所有している
- 総排気量50cc超125cc以下の普通自動二輪車を所有している
※青色ナンバーのバイク(ミニカー)は、市営駐輪場では利用できません。
※市外在住の人でも申し込みできます。
※同一駅内の申請は当初募集は第2希望まで、随時募集は第1希望のみ。

当初募集 [4月1日から定期利用を希望する全ての人を対象として抽選などを用いて公平に利用者を決定する募集]

- 申し込み要領**
- 駐輪場の所在地…2・3面の松戸市駐輪場マップをご覧ください。
 - 駐輪場利用時間…24時間(一部の地下式駐輪場を除く)
 - 管理時間…有人管理は7時～19時30分(年末年始を除く)。
 - 申請書・パンフレットの配布方法…指定駐輪場の管理棟(2・3面の★印)および一時使用などで有人管理を行っている駐輪場(松戸駅東口相模台駐輪場は除く)で配布
 - 申し込み方法…必ずパンフレットを読んだ上、次のいずれかの方法でお申し込みください。
 - 指定駐輪場(2・3面の★印)に備え付けの回収ボックスに投函
(申請書回収ボックス設置時間:7時～19時30分)
 - 2月9日(日)[消印有効]までに、交通政策課へ郵送
 - インターネット申請(当初募集のみ可能。詳細は市ホームページをご覧ください)

随時募集 [当初募集で落選または年度途中から定期利用を希望する人を対象とした募集]

4月1日(水)利用開始分の申請期間は3月15日(日)～20日(祝)

指定駐輪場(2・3面の★印)の管理棟で、4月1日(水)利用開始分の申請を先着順で受け付けます。

希望する駐輪場の空きの有無にかかわらず受け付け、許可または待機の結果通知書を発送します。

駐輪場に空きがある場合

- ①使用許可の結果通知書を発送します。
- ②指定駐輪場(2・3面の★印)の管理棟で定期使用カードを受け取り、4月10日(金)までに定期使用券売機で定期使用シールを購入してください。

駐輪場に空きがない場合

- ①待機順位が記載された結果通知書を発送します。
- ②その後空きが生じたことで、待機順位が繰り上がり、使用可能となった場合は、改めて使用許可の結果通知書を発送してお知らせします。
※待機中に同一駅内の他の駐輪場に再度申請することもできますが、その場合、待機は取り消されます(後に申請した内容が有効となります)。

5月1日(金)利用開始分以降の申請期間は3月21日(土)から

3月21日(土)以降は、指定駐輪場(2・3面の★印)の管理棟で、随時(毎日)申請を先着順で受け付けます。

※月初から使用開始を希望する場合は、前月の20日までに申請してください。

スケジュールの例

利用希望日	申込受付期間	結果通知書の発送時期	使用料納付期限
7月1日から	5月21日～6月20日	(5月21日～6月10日に申し込みの場合)6月中旬	6月末
		(6月11日～20日に申し込みの場合)6月下旬	
8月1日から	6月21日～7月20日	(6月21日～7月10日に申し込みの場合)7月中旬	7月末
		(7月11日～20日に申し込みの場合)7月下旬	

※結果通知書が届いた後の流れは、4月1日(水)利用開始分と同様です。

※5月1日(金)利用開始分以降は、利用する月の前月末までに、定期使用シールを購入して使用料を納付してください。

一時使用

一部の駐輪場では「一時使用コーナー」を設けています(2・3面に記載)。定期使用の待機中や、買い物、お出掛けなどの際にご利用ください。

一時使用取り扱い時間

有人管理の場合、毎日7時～19時30分(年末年始を除く)です。なお、事前に回数券を購入した場合は、時間外でも利用できます。

無人管理(機械式)の場合、毎日24時間利用可能です。なお、回数券は使用できず、利用時間に応じた後払い方式です。

注意事項

- 延長して駐輪する場合は、必ず駐輪場の管理棟にご連絡ください。連絡がない場合は保管所へ移送するため、返還の際に移送保管料を支払う必要があります。
- 管理人が1台でも多く利用できるように整理を行っていますが、満車の場合は、安全のため利用をお断りすることがあります。
- 回数券を購入した場合でも、優先的に駐輪できるものではありませんので、ご了承ください。

申し込み後の流れ

公開抽選

申請者数が駐輪場の定数を超えた場合や駐車位置について、2月21日(金)13時30分から松戸市役所竹ヶ花別館(竹ヶ花136の2 クミアイ第2ビル1階会議室)で公開抽選を行います(見学は事前予約不要です)。

結果の通知(3月2日(月)または3月9日(月))

《利用決定者》

3月9日(月)に「結果通知書」と「定期使用カード」を発送します。

《抽選に漏れた人》

3月2日(月)に待機順位を記載した「結果通知はがき」を発送します。

《そのまま待機する人》

空きが生じたことで待機順位が繰り上がり、使用可能となった場合は、改めて使用許可の結果通知書を発送してお知らせします。

《別の駐輪場の利用を希望する人》

随時募集【4月1日(水)利用開始分の申請期間は3月15日(日)～20日(祝)】
※詳細は随時募集をご覧ください。
※待機中に同一駅内の別の駐輪場に申請した場合、後に申請した内容が有効となり待機は取り消されます。

使用料の納付(3月20日(祝)～31日(火))

上記の期間内に、指定駐輪場(2・3面の★印)の定期使用券売機に定期使用カードを通して、納付する期間(1カ月・3カ月・6カ月)を選択し、定期使用シールを購入してください。定期使用券売機の稼働時間は毎日7時～19時30分(年末年始を除く)です。
※指定の期間内(更新を含む)に定期使用シールを購入しなかった場合は、駐輪場の利用資格を失いますのでご注意ください。

利用開始(4月1日(水)以降)

駐輪場使用料(税込)

定期使用(月額)

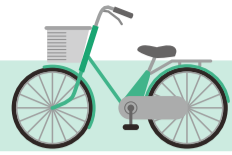
区分	屋根あり	屋根なし	
		200メートル以内	200メートルを超える
自転車	最寄りの駅から駐輪場までの距離	200メートル以内	200メートルを超える
	一般	1,570円	1,250円
	高校生以下	1,040円	830円
原動機付自転車(50cc以下) 普通自動二輪車(50cc超125cc以下)		2,300円	1,880円

- 大学生・専門学校生は、割引の対象ではありません。
- 定期使用の原動機付自転車(50cc以下)・普通自動二輪車(50cc超125cc以下)は、高校生以下の割引はありません。
- 生活保護世帯または障害者手帳を持っている人は、免除申請を行うことで使用料の納付が免除されます。
- 学校の夏休み期間など、駐輪場を利用しない月でも使用料を納付する必要があります。

一時使用

管理	区分	料金形態	回数券
有人	自転車	1回100円	100円券11枚つづり 1,000円
	原動機付自転車(50cc以下) 普通自動二輪車(50cc超125cc以下)	1回150円	150円券11枚つづり 1,500円
無人(機械式)	自転車	駐輪後2時間無料 24時間ごとに100円	使用不可
	原動機付自転車(50cc以下) 普通自動二輪車(50cc超125cc以下)	駐輪後2時間無料 24時間ごとに150円	使用不可

- 一時使用は、自転車・原動機付自転車(50cc以下)・普通自動二輪車(50cc超125cc以下)共に高校生以下の割引はありません。
- 回数券の払い戻しはできません。



松戸市駐輪場マップ

指定駐輪場(定期使用券売機設置)は、駐輪場名欄に★印が付いています

■ 自転車の放置禁止区域 (民) 民間駐輪場

(※)以下4カ所の駐輪場は対象普通自動二輪車の受け入れはできません。
・北松戸駅東口第1
・北松戸駅東口第2
・新松戸駅西口第1
・北小金駅北口高架下

矢切駅

マップ番号	駐輪場名	定期使用台数		一時使用台数	
		自転車	原付・普二	自転車	原付・普二
①	矢切駅第1★	265		25	
②	第2	200			
③	第3	95	27	20	3

常盤平駅

マップ番号	駐輪場名	定期使用台数		一時使用台数	
		自転車	原付・普二	自転車	原付・普二
①	常盤平駅南口第1	一時使用専用(申請書不要)		174	16
②	北口第1	310		35	
③	北口第2	70		60	
④	北口第3★	790		200	

上本郷駅

市営駐輪場はありません。民間駐輪場をご利用ください。

松戸新田駅

マップ番号	駐輪場名	定期使用台数		一時使用台数	
		自転車	原付・普二	自転車	原付・普二
①	松戸新田駅北口第1★	249	10	20	5

北小金駅

マップ番号	駐輪場名	定期使用台数		一時使用台数	
		自転車	原付・普二	自転車	原付・普二
①	北小金駅南口第1★	原付900 自転車329		335	
②	南口第2		80		50
③	南口第4		無料(申請書不要)		
④	南口高架下	208			
⑤	北口第1	348			
⑥	北口第2★	430		190	13
⑦	北口第3		無料(申請書不要)		
⑧	北口高架		88(※)		
⑨	北口参道第1	840			

松戸駅

マップ番号	駐輪場名	定期使用台数		一時使用台数	
		自転車	原付・普二	自転車	原付・普二
①	松戸駅東口★	1,060		131	
②	東口高架下	300	155	30	15
③	東口相模台	一時使用専用(申請書不要)		200	
④	西口公園下★	1,830		141	
⑤	西口高架下	原付335 自転車75	140		20
⑥	西口第2	60			
⑦	西口第3	一時使用専用(申請書不要)		250	
⑧	西口第4	35	25		
⑨	西口第5	350			
⑩	西口宮前		無料(申請書不要)		
⑪	西口宮田		無料(申請書不要)		

秋山駅

市営駐輪場はありません。民間駐輪場をご利用ください。

五香駅

マップ番号	駐輪場名	定期使用台数		一時使用台数	
		自転車	原付・普二	自転車	原付・普二
①	五香駅東口第2	原付445 自転車355	95	100	10
②	東口第3★	816		100	
③	東口第4	352			
④	西口第2	420		92	

みのり台駅

マップ番号	駐輪場名	定期使用台数		一時使用台数	
		自転車	原付・普二	自転車	原付・普二
①	松戸新田駅北口第1★	249	10	20	5

小金城趾駅

市営駐輪場はありません。民間駐輪場をご利用ください。

北松戸駅

マップ番号	駐輪場名	定期使用台数		一時使用台数	
		自転車	原付・普二	自転車	原付・普二
①	北松戸駅東口第1	205	114(※)		
②	東口第2★	245		90	14(※)
③	西口★	1,755	60	100	19

東松戸駅

市営駐輪場はありません。民間駐輪場をご利用ください。

元山駅

マップ番号	駐輪場名	定期使用台数		一時使用台数	
		自転車	原付・普二	自転車	原付・普二
①	元山駅北口第1臨時		無料(申請書不要)		

八柱駅

マップ番号	駐輪場名	定期使用台数		一時使用台数	
		自転車	原付・普二	自転車	原付・普二
①	八柱駅南口第1★	原付750 自転車45		120	
②	南口第2		364		
③	北口第1		116		8
④	北口第2★		106	46	11
⑤	北口第3		320		110

新松戸駅

マップ番号	駐輪場名	定期使用台数		一時使用台数	
		自転車	原付・普二	自転車	原付・普二
①	新松戸駅東口第1	490	30	100	10
②	西口第1	440	50(※)	80	30(※)
③	西口第2	一時使用専用(申請書不要)		100	
④	西口第3	270			
⑤	西口第4	230			
⑥	西口第5	160			
⑦	西口第7★	一時使用専用(申請書不要)		44	
⑧	西口第8	一時使用専用(申請書不要)		350	
⑨	西口高架下第1	110	令和2年度工事予定の為、台数減		
⑩	西口高架下第2	1,200	50	120	10
⑪	西口高架下第3	700	10	20	5
⑫	西口高架下第4		無料(申請書不要)		

馬橋駅

マップ番号	駐輪場名	定期使用台数		一時使用台数	
		自転車	原付・普二	自転車	原付・普二
①	馬橋駅東口高架下★	原付146 自転車454	115	98	25
②	西口★	420	31	34	11
③	西口高架下	1,120	20	20	
④	西口高架上		無料(申請書不要)		

松飛台駅

マップ番号	駐輪場名	定期使用台数		一時使用台数	
		自転車	原付・普二	自転車	原付・普二
①	松飛台駅前臨時		無料(申請書不要)		
②	第1	一時使用専用(申請書不要)		70	

六実駅

マップ番号	駐輪場名	定期使用台数		一時使用台数	
		自転車	原付・普二	自転車	原付・普二
①	六実駅第1	1,021			
②	第2★	原付392 自転車269	48	50	14

八柱駅

マップ番号	駐輪場名	定期使用台数		一時使用台数	
		自転車	原付・普二	自転車	原付・普二
①	八柱駅南口第1★	原付750 自転車45		120	
②	南口第2		364		
③	北口第1		116		8
④	北口第2★		106	46	11
⑤	北口第3		320		110

重要なお知らせ

- 2019(平成31)年3月・4月に、松戸駅西口・八柱駅南口・東松戸駅周辺の放置禁止区域を拡大しました。
- 2019(令和元)年5月に、民営駐輪場の補助制度を改正しました。詳細は市ホームページ(「最大1,000万円!! 民営駐輪場の整備に対する補助金制度」)をご覧ください。
- 2019(令和元)年10月に、一時使用専用の機械式駐輪場(常盤平駅南口第1駐輪場・松飛台駅第1駐輪場)を開設しました。
- 今後も引き続き、駅周辺道路上の放置自転車の撤去活動を強化します。
- 老朽化した駐輪場の改修工事を順次実施します。工事内容によっては、利用制限や代替駐輪場への移動などのご協力をお願いすることがあります(詳細は、各駐輪場の掲示板でお知らせします)。


表1 自転車保管所一覧

保管所名称	保管所の住所	電話番号	管轄する放置禁止区域
大橋	大橋181の2	392-4433	松戸駅東口・矢切駅・秋山駅 放置禁止区域外
馬橋東	中根39の1	366-0883	松戸駅西口・北松戸駅
旭町	旭町1の105の1	349-4664	馬橋駅・新松戸駅・幸谷駅 北小金駅・小金城趾駅
河原塚	河原塚294	392-7074	上本郷駅・松戸新田駅 みのり台駅・八柱駅 常盤平駅・東松戸駅 松飛台駅
六高台	六高台8の11	389-6020	五香駅・元山駅・六実駅

※詳細は、表2の返還日時にお問い合わせください。

表2 返還案内

返還日時	火・木曜…16時～20時 土・日曜…10時～14時 (祝日、年末年始を除く)
持参するもの	自転車・バイクの鍵、住所・氏名が確認できるもの、 移送保管料(自転車3,000円、バイク6,000円)
保管期間	移送日から2カ月

 自転車は防犯登録を
してください

 自転車が盗まれたら
警察へ盗難届を

放置自転車の撤去 Q & A

Q 放置自転車ってなに？

A 放置自転車とは、「道路等公共の場所に置かれている自転車で、その利用者が自転車から離れることによって直ちに移動することができない状態の自転車」と条例で定められています。

したがって、乗り捨てられた自転車や、通勤・通学のために長時間置いてある自転車だけでなく、買い物などのわずかな時間であっても路上に置かれた自転車は放置自転車となります。

Q 邪魔にならない所に短時間置いても撤去されるの？

A 「ちょっとだけ…」と1台置かれると、そこが自転車を置いてよい場所と誤って認識されてしまい、放置自転車が次々と増えてしまいます。最初の1台が邪魔でなくても、増えてしまえば大きな障害物になります。

また、放置された時間の長さに関係なく、子どもや高齢者、身体が不自由な人が通行する際の危険は発生します。特に点字ブロックの周りに自転車があると、目の不自由な人が通行できません。

皆さんが安全に通行できるようにするため、短時間の放置でも撤去対象となります。

Q どうやって撤去するの？

A 市内全ての駅周辺道路を自転車の放置禁止区域(2・3面参照)に指定し、撤去を行います。

放置禁止区域には赤色・オレンジ色の看板や路面シールを設置し、自転車駐車場誘導員を配置して呼び掛けを実施しています。

撤去する前に「放置自転車移送通告書」を貼付し、撤去します(私有地内に放置されている自転車は、条例による撤去の対象にはなりません)。

Q チェーン錠などでガードレールなどにくくり付けてある場合は？

A 放置自転車の撤去活動は、通行の障害や危険をなくすために実施しているので、やむを得ず切断する場合があります。

なお、切断したチェーン錠などの弁償は、一切いたしません。

Q 撤去された自転車の返還方法は？

A 撤去した自転車は、撤去した駅ごとに5カ所の自転車保管所で2カ月間保管しています(表1)。保管している自転車は、週4回の返還日に保管所で返還します(表2)。

また、放置自転車の撤去や保管には、多額の費用(2018(平成30)年度は約1億5,900万円)が必要となります。この費用の全てを市民の皆さんの大切な税金によって賄うことはできません。そのため、自転車を放置した利用者自身に、返還の際に移送保管料を負担してもらいます。

自転車に住所・氏名が表示されている場合や、防犯登録番号から所有者が判明した場合は、返還通知のはがきを発送し、それ以外は告示で撤去したことをお知らせします。